

水道料金の見直しに関する意見書(案)

1 水道料金見直しの必要性

(1)糸魚川市水道事業の概要

現在の糸魚川市の水道事業は、平成 17 年 3 月 19 日の市町合併において、合併前の旧市町の水道事業をそのまま引き継ぎ、それぞれの水源地及び配水池により、給水が行われてきました。

その後、平成 26 年度の管網広域化整備により、糸魚川区域と能生区域の配水管を接続したことにより、糸魚川区域の水源地から能生区域へ送水が行われています。

(2)3区域で異なる料金体系

水道料金は、旧市町の水道料金表をそのまま引き継いでおり、糸魚川区域は口径別、能生・青海区域は用途別と、料金体系も異なっており、同じ水量であっても、区域間で水道料金が異なる状況にあります。

(3)水道料金収入の減少

少子高齢化に伴い、平成 20 年度から平成 30 年度の間で、給水人口は 10.2%の減、給水量は 14.1%の減であり、今後も同程度の減少が見込まれています。このことにより、料金収入も、平成 30 年度から令和 10 年度までの間で、約 10%（約 5 千万円）の減少が見込まれています。

(4)水道料金見直しの必要性

『糸魚川市水道事業経営戦略』における財政計画では、料金収入の減少に伴い、令和 6 年度以降、継続的な赤字の発生が見込まれています。

一方で、今後 20 年以内に法定耐用年数を迎える水道管が急増するため、更新計画の見直しが必要です。

安全で安定した水道水の給水を続けるための施設更新・維持管理を行っていくためには、安定した経営状況を維持していく必要があり、その財源確保のために水道料金の改定を行う必要があります。

2 料金改定の基本方針

(1)料金統一の方向性

各区域の地理的条件や水道事業の経緯等が異なることから、水道料金の統一に時

間を要していますが、水道事業を統合した現在では、水道使用者の負担の公平性の観点から、料金の格差を是正し、同一の料金表を用いることが望まれます。

ただし、このような区域格差の調整を図ることにより、区域によって負担の増減が著しく、使用者に対する多大な影響も発生することから、早期の完全統一は困難であり、当面の間は、将来的な統一に向けて、段階的に調整を図っていくことが望まれます。

今回の改定では、区域格差の調整は行わず、その準備段階としての体系統一を行うこととし、次回改定において区域間の料金水準の調整を図ることが望ましいと考えます。

(2) 今回改定の基本方針

糸魚川市水道事業の健全経営と将来的な料金統一に向けて、今回の改定で最優先とする基本方針は、次の2点としました。

- ① 黒字経営の維持
- ② 料金体系の統一

また、この基本方針の遂行にあたり、大幅な使用者負担の増を回避したいことから、毎年度段階的な調整により改定を行うことは妥当であります。

3 検討結果

(1) 料金算定期間：5年間（令和4年度～令和8年度）

人口及び水量の減少傾向が顕著であり、かつ将来予測が立てにくいため、料金の安定性や原価把握の妥当性等を考慮して、料金算定期間を5年とすることは妥当であります。

今後、令和5年度に糸魚川市水道ビジョンの見直しを行い、その結果を令和9年度以降の次期改定に反映させることは妥当であります。

(2) 総括原価の算定：改定率7%

料金表の作成にあたっては、『水道料金算定要領』（公益社団法人日本水道協会発行）に基づく総括原価方式により算出され、段階的調整を行うことから、5年間の平均改定率は7%となりました。

黒字経営の維持及び適切な積立金残高が確保される見通しであり、値上げによる大幅な市民負担とならないように配慮されており、妥当であります。

(3) 提言する料金体系

① 統一する料金体系

『水道料金算定要領』での推奨及び全国の動向を参考に行われたシミュレーション結果を基に、以下のように体系を統一することを提言します。

- ・ 基本料金

メーター口径の大小により公平な料金設定が可能である口径別とし、全区域統一の料金とします。

- ・ 従量料金

家庭など少量使用者の負担配慮のため、2段階の逦増型を採用することとし、10 m³までは統一、11 m³以上は区域別の料金とします。

- ・ 基本水量

単身世帯の増加に伴い、使用水量が10 m³に達しない使用者が増えていることから、負担の公平性を図るため、基本水量なしとします。

この改定により、基本料金及び10 m³以下の従量料金の単価を全市統一とすることができ、11 m³以上の従量料金で差をつけることにより、区域ごとの料金水準を確保する方法を採用します。次回改定においては、11 m³以上の従量料金を調整することにより、区域間の料金水準の調整を図ることが可能となります。

市としての一体感を持ち、将来的な完全統一に向けて、まず体系の統一を行うことは妥当であります。

② 体系統一による影響

今回の改定では、用途別から口径別への変更、基本水量の廃止等、料金体系の統一を行うことにより、区域や水量により使用者負担の増減がさまざまであり、値上げだけではなく値下げとなるケースも発生します。

今回の改定は黒字経営のための値上げを優先事項としていますが、使用者によっては一定以上に値上げとなるケースや、逆に値下げとなるケースも発生することに対し、次のとおり、すべての市民の理解が得られるよう、一つ一つ丁寧な説明を行うことが重要です。

- ・ 経営の黒字化のための値上げ分は総括原価として一律に全使用者に負担してもらうが、体系統一を行うことにより、使用者によっては現行料金から値上げとなる場合と値下げとなる場合が混在する。

- ・ 現行の料金体系は、区域ごとに、負担が軽減されている使用者層と、相対的に負担の大きい使用者層があり、その範囲が区域により異なっているため、体系の統一に伴い、値上げや値下げが発生する。
- ・ 能生区域・青海区域は、用途別から口径別へ変更となるため、負担が軽減されていた大口径の使用者は値上げとなる。また、口径 13 mmの少量使用者は、基本水量の廃止により、使用した水量に応じた適正な負担となることから、値下げとなる。
- ・ 糸魚川区域は、口径 13 mmに限定的な基本水量付きであったため、基本水量の廃止により概ね値上げとなるが、少量使用者は、使用した水量に応じた適正な負担となることから、値下げとなる。また、負担の軽減がなかった口径 20 mmについても、公平な負担となることから、値下げとなる。

(4) 段階的調整

使用者の負担感への配慮として段階的調整を提言します。ただし、毎年度の値上げという心理的負担を軽減するため、あらかじめ最終年度の額を明示し、毎年度の負担額の説明を丁寧に行うことを望みます。

(5) 改定の時期：令和4年4月1日

財政状況を考慮すると早期に改定を行う必要がありますが、改定の内容について、住民周知が十分図られるよう留意してもらいたい。

(6) 改定後料金表

令和8年度料金表		※消費税抜き		
1 基本料金(1か月につき) (円)		2 従量料金(1㎥につき) (円)		
口径	基本料金	区域 使用水量	糸魚川区域	能生区域 青海区域
13mm	540	10㎥まで	50	50
20mm	900	11㎥以上	121	180
25mm	1,270			63
30mm	2,230			
40mm	3,490			
50mm	7,500			
75mm	14,050			
100mm以上	23,420			

4 付帯意見

(1) 住民説明

広報のみならず、さまざまな手段において、将来ビジョンを示しながら改定の必要性及び内容について住民説明を行うこと。また、使用者の意見の吸い上げを行うなど、水道使用者に対する説明責任を果たすこと。

基本料金が用途別から口径別へと変更になることに伴い、料金が負担増となる使用者に対して、口径の見直しができることの周知を行うこと。

(2) 水道ビジョンの見直し

水道ビジョンの見直しを早期に行い、人口推計及び財政計画について、次回改定において適切に反映されたい。

また、見直しにあたっては、水道施設の管理・更新について精査を行い、漏水、断水等による市民生活への支障を未然に防ぐため、計画的に経年管の更新を推進することを要望します。

管網広域化整備、職員人件費の削減など、従来から健全経営化の取り組みは実施されていますが、今後の水道ビジョンの見直しにより、更なるコスト削減の取り組みを図られたい。

(3) 次回改定の方向性

将来的な料金統一に向けて区域間の料金水準の調整を図るとともに、加入金及び簡易水道料金の見直しについても検討されることを望みます。

糸魚川市水道料金あり方検討委員会 開催状況

開催日		検討事項
第1回	令和元年11月14日（木）	・ 検討委員会設置の目的 ・ 糸魚川市水道事業の概要 ・ 水道料金のしくみ ・ 糸魚川市水道料金 ・ 財政収支見通し ・ 糸魚川市水道事業の課題
第2回	令和2年1月21日（火）	・ 水道事業会計のしくみ ・ 水道料金算定方法 ・ 基本となる料金体系を考えるポイント
第3回	令和3年5月13日（木）	・ 第1・2回委員会の振り返り ・ 料金改定スケジュールの変更 ・ 料金改定の基本方針 ・ 当面5年間の料金検討
第4回	令和3年6月10日（木）	・ 料金体系変更と区域間調整 ・ 段階的調整と料金収入 ・ 料金ケース比較
第5回	令和3年7月19日（月）	・ 料金表等の補足説明 ・ 意見書（案）の検討

糸魚川市水道料金あり方検討委員会 委員名簿

	氏 名	所 属	委員区分	備 考
1	上村 靖司	長岡技術科学大学 工学部教授	学識経験者	委員長
2	齋藤 友康	公認会計士	学識経験者	
3	池田 正夫	能生地域区長連絡協議会 会長	地区代表	
4	齋藤 伸一	糸魚川地域連合区長会 会長	地区代表	
5	倉又 稔	青海地域支館連絡協議会 高畑支館長	地区代表	
6	大貫 慶一	能生商工会 会長	各団体	
7	永江 善昭	糸魚川商工会議所 副会頭	各団体	副委員長
8	佐藤 元春	青海町商工会 副会長	各団体	
9	小田 八重子	糸魚川市消費者協会 会長	各団体	～R2.5.25
	山岸 喜治	糸魚川市消費者協会 会長	各団体	R2.5.26～
10	林見 節子	能生地域区長連絡協議会 推薦	水道使用者	
11	久保田まき子	糸魚川地域連合区長会 推薦	水道使用者	
12	大瀬 信明	青海地域支館連絡協議会 推薦	水道使用者	